別添３

平成２１年（排）第３号

排　除　命　令　書

東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
株式会社ジェイアール東日本商事
同代表者　代表取締役　齋　藤　卓　夫

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ジェイアール東日本商事（以下主文において「ジェイアール東日本商事」という。）は，一般消費者に販売した別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品２品目（以下主文において「銀座エンゼルブランド２品目」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1)　平成１９年３月ころから平成２０年９月ころまでの間通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2)　平成１９年３月ころから平成２０年９月ころまでの間通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示は，事実と

異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について，一般消費者に誤認される表示である旨

2　ジェイアール東日本商事は，今後，銀座エンゼルブランド２品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　ジェイアール東日本商事は，今後，銀座エンゼルブランド２品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示す表示及び当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　ジェイアール東日本商事は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）は，肩書地に本店を置き，革製品の通信販売業を営む事業者である。

2 (1) ジェイアール東日本商事は，平成１９年３月ころから平成２０年９月ころまでの間，東京都千代田区平河町一丁目６番３号に所在するグッドスタッフ株式会社が国内に所在する事業者を通じて中華人民共和国に所在する事業者に委託して製造させた別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品２品目（以下「銀座エンゼルブランド２品目」という。）を仕入れ，当該商品について，「ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ」，「東日本モノがたり」，「東日本モノがたり　ザ・ミドル」及び「東日本モノがたり　特別版」と称する通信販売用カタログを作成して一般消費者に配布し，郵便，電話及びファックスで注文を受け付ける方法により，また，同社がインターネット上に開設したウェブサイトを通じて，注文を受け付ける方法により，一般消費者に販売していた。

(2) 「銀座エンゼル」と称するブランドは，昭和２３年ころから平成１０年ころまでの間，東京都中央区銀座に所在した革製品製造販売業者が，一般消費

者からの注文を受けて製造販売した財布等の革製品に使用していたものである。

３　ジェイアール東日本商事は，銀座エンゼルブランド２品目を販売するに当たり，当該商品の内容について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「表示期間」欄記載の期間に，同表の「表示媒体」欄記載の通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，例えば，「ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　４／５月号」と称する通信販売用カタログ（別添写し）にあっては，「大容量のウォレット」と称する商品について，「１００万円の札束とカード３０枚が入る、銀座の老舗「エンゼル」が手掛けた大容量ウォレット。」及び「１９４８年創業。多くの著名人に愛された、オーダーメイド革製品の老舗。１９９８年に惜しまれつつ閉店。以降はなじみ客の注文のみを生産しています。」と記載することにより，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該事業者は平成１０年に閉店して以降，当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく，当該商品は当該事業者が製造したものではなかった。

４　ジェイアール東日本商事は，銀座エンゼルブランド２品目を販売するに当たり，当該商品の原産国について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「表示期間」欄記載の期間に，同表の「表示媒体」欄記載の通信販売用カタログ及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，例えば，「ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　４／５月号」と称する通信販売用カタログ（別添写し）にあっては，「大容量のウォレット」と称する商品について，「〈日本製〉」と記載することにより，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

法　令　の　適　用

前記３の事実によれば，ジェイアール東日本商事は，銀座エンゼルブランド２品目の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項

第１号の規定に違反し，また，前記４の事実によれば，ジェイアール東日本商事は，銀座エンゼルブランド２品目の原産国について，同項第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年１月８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別　表

商　品　名	表示媒体	表示期間	備　　考
大容量のウォレット	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　４／５月号	平成１９年３月ころから同年６月ころまで	別添写し
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　６／７月号	平成１９年５月ころから同年８月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　８／９月号	平成１９年７月ころから同年１０月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　１０／１１月号	平成１９年９月ころから同年１２月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　１２／１月号	平成１９年１１月ころから平成２０年２月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　２／３月号	平成２０年１月ころから同年４月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　４／５月号	平成２０年３月ころから同年６月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　６／７月号	平成２０年５月ころから同年８月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　８／９月号	平成２０年７月ころから同年９月ころまで	
	東日本モノがたり　２００７　８・９月号	平成１９年７月ころから同年１０月ころまで	
	東日本モノがたり　ザ・ミドル　２００７　盛夏	平成１９年７月ころから同年９月ころまで	
	東日本モノがたり　ザ・ミドル　２００７　秋号	平成１９年９月ころから同年１１月ころまで	
	東日本モノがたり　ザ・ミドル　２００８　新春号	平成２０年１月ころから同年３月ころまで	
	東日本モノがたり　ザ・ミドル　２００８　盛夏号	平成２０年７月ころから同年９月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００７　４・５月号	平成１９年３月ころから同年６月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００７　６・７月号	平成１９年５月ころから同年８月ころまで	
	ウェブサイト	平成１９年４月ころから平成２０年９月ころまで	
ギャルソンウォレット	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　８／９月号	平成１９年７月ころから同年１０月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　１０／１１月号	平成１９年９月ころから同年１２月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００７　１２／１月号	平成１９年１１月ころから平成２０年２月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　２／３月号	平成２０年１月ころから同年４月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　４／５月号	平成２０年３月ころから同年６月ころまで	
	ＮＲＥ　Ｔｒａｉｎ　Ｓｈｏｐ　２００８　６／７月号	平成２０年５月ころから同年８月ころまで	
	東日本モノがたり　２００７　８／９月号	平成１９年７月ころから同年１０月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００７　８・９月号	平成１９年７月ころから同年１０月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００７　１０・１１月号	平成１９年９月ころから同年１２月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００７　１２・１月号	平成１９年１１月ころから平成２０年２月ころまで	

商　品　名	表示媒体	表示期間	備　　考
	東日本モノがたり　特別版　２００８　２・３月号	平成２０年１月ころから同年４月ころまで	
	東日本モノがたり　特別版　２００８　６・７月号	平成２０年５月ころから同年８月ころまで	
	ウェブサイト	平成１９年８月ころから平成２０年９月ころまで	